

平成 2 6 年第 4 回常陸太田市議会定例会会議録

目 次

招集告示	3 3
平成 2 6 年第 4 回常陸太田市議会定例会会期日程	3 4
◎第 1 号 9 月 4 日 (木)	
○議事日程 (第 1 号)	3 7
○本日の会議に付した事件	3 8
○出席議員	3 8
○説明のため出席した者	3 9
○事務局職員出席者	3 9
開 会	3 9
開 議	3 9
○会議録署名議員の指名	3 9
○諸般の報告	4 0
○日程第 1 会期の決定	4 2
○日程第 2 報告第 1 2 号ないし報告第 1 3 号 (一括上程)	4 3
○日程第 3 議案第 9 4 号ないし議案第 1 0 8 号 (一括上程)	4 4
提案理由説明	4 4
○日程第 4 議案第 1 0 9 号ないし議案第 1 1 8 号 (一括上程)	5 3
提案理由説明	5 3
○日程第 5 議案第 1 1 9 号ないし議案第 1 2 4 号 (一括上程)	6 1
提案理由説明	6 1
散 会	6 7
◎第 2 号 9 月 8 日 (月)	
○議事日程 (第 2 号)	6 9
○本日の会議に付した事件	6 9
○出席議員	6 9
○説明のため出席した者	6 9
○事務局職員出席者	6 9
開 議	7 0
○諸般の報告	7 0
○日程第 1 一般質問 4 番 赤堀 平二郎議員	7 0

3 番 藤田 謙二議員	7 8
2 番 井坂 孝行議員	8 7
8 番 平山 晶邦議員	9 3
散 会	1 0 4

◎第 3 号 9 月 9 日（火）

○議事日程（第 3 号）	1 0 5
○本日の会議に付した事件	1 0 5
○出席議員	1 0 5
○説明のため出席した者	1 0 5
○事務局職員出席者	1 0 5
開 議	1 0 6
○諸般の報告	1 0 6
○日程第 1 一般質問 6 番 深谷 渉議員	1 0 6
2 0 番 宇野 隆子議員	1 1 6
散 会	1 2 9

◎第 4 号 9 月 1 0 日（水）

○議事日程（第 4 号）	1 3 1
○本日の会議に付した事件	1 3 1
○出席議員	1 3 1
○説明のため出席した者	1 3 1
○事務局職員出席者	1 3 2
開 議	1 3 2
○日程第 1 報告第 1 2 号ないし報告第 1 3 号	1 3 2
○日程第 2 議案質疑 議案第 9 4 号ないし議案第 1 2 4 号（一括上程）	1 3 2
質 疑 2 0 番 宇野 隆子議員	1 3 2
○日程第 3 請願第 3 号	1 3 8
散 会	1 3 8

◎第 5 号 9 月 2 4 日（水）

○議事日程（第 5 号）	1 3 9
○本日の会議に付した事件	1 3 9
○出席議員	1 3 9
○説明のため出席した者	1 4 0

○事務局職員出席者	1 4 0
開 議	1 4 0
○日程第 1 委員長報告 議案第 9 4 号ないし議案第 1 2 4 号	
請願第 3 号	
総務委員長 高星 勝幸議員	1 4 0
文教民生委員長 深谷 渉議員	1 4 1
産業建設委員長 木村 郁郎議員	1 4 2
決算特別委員長 高星 勝幸議員	1 4 2
討 論 2 0 番 宇野 隆子議員	1 4 3
採 決	1 4 8
○日程第 2 議案第 1 2 5 号	1 5 0
提案理由説明	1 5 1
採 決	1 5 1
○日程第 3 議員提案第 5 号	1 5 1
提案理由説明	1 5 2
採 決	1 5 3
○日程第 4 議員派遣について	1 5 3
採 決	1 5 3
○日程第 5 所管事務調査及び閉会中の継続調査について	1 5 4
採 決	1 5 4
○追加日程 議員提案第 6 号	1 5 4
提案理由説明	1 5 4
採 決	1 5 6
閉 会	1 5 7

資 料

議案等委員会付託表	1 5 9
請願文書表（第 1 号）	1 6 0
一般質問発言通告者及び発言要旨	1 6 1
総務委員会審査報告書	1 6 6
文教民生委員会審査報告書	1 6 7
産業建設委員会審査報告書	1 6 9
決算特別委員会審査報告書	1 7 1
総務委員会所管事務調査及び閉会中の継続調査について	1 7 3
文教民生委員会所管事務調査及び閉会中の継続調査について	1 7 4

産業建設委員会所管事務調査及び閉会中の継続調査について……………	1 7 5
議会運営委員会所管事務調査及び閉会中の継続調査について……………	1 7 6
議員派遣について……………	1 7 7
平成 2 6 年産米の大幅な価格下落に対する緊急対策を求める意見書……………	1 7 8
教育予算の拡充を求める意見書……………	1 7 9

常陸太田市告示第 1 0 1 号

平成 2 6 年第 4 回常陸太田市議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 6 年 8 月 2 8 日

常陸太田市長 大 久 保 太 一

1. 期 日 平成 2 6 年 9 月 4 日

2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成26年第4回常陸太田市議会定例会会期日程

平成26年9月4日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
9 月 4 日	木	本 会 議	1. 開 会 2. 会期の決定 3. 議案説明
9 月 5 日	金	休 会	
9 月 6 日	土	休 会	
9 月 7 日	日	休 会	議案調査
9 月 8 日	月	本 会 議	1. 一般質問
9 月 9 日	火	本 会 議	1. 一般質問
9 月 10 日	水	本 会 議	1. 議案質疑 2. 委員会付託
9 月 11 日	木	委 員 会	1. 総務委員会
9 月 12 日	金	休 会	
9 月 13 日	土	休 会	
9 月 14 日	日	休 会	
9 月 15 日	月	委 員 会	1. 文教民生委員会
9 月 16 日	火	委 員 会	1. 産業建設委員会
9 月 17 日	水	委 員 会	
9 月 18 日	木	委 員 会	1. 決算特別委員会
9 月 19 日	金	委 員 会	1. 決算特別委員会
9 月 20 日	土	休 会	
9 月 21 日	日	休 会	
9 月 22 日	月	休 会	議事整理

9月23日	火	休 会	
9月24日	水	本 会 議	1. 委員長報告（質疑・討論・採決） 2. 閉 会

平成26年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成26年9月4日（木）

議 事 日 程（第1号）

平成26年9月4日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 12号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
報告第 13号 平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 3 議案第 94号 常陸太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 95号 常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 96号 常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第 97号 常陸太田市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について
議案第 98号 常陸太田市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の全部改正について
議案第 99号 常陸太田市行政組織条例及び常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
議案第100号 常陸太田市火災予防条例の一部改正について
議案第101号 常陸太田市保育所における保育に関する条例の廃止について
議案第102号 梅津会館設置及び管理に関する条例の廃止について
議案第103号 市有財産の処分について
議案第104号 水郡線谷河原一常陸太田間谷河原踏切歩道設置工事委託契約の締結について
議案第105号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について
議案第106号 常陸太田市道路線の廃止について
議案第107号 常陸太田市道路線の変更について
議案第108号 常陸太田市道路線の認定について
- 日程第 4 議案第109号 平成25年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第110号 平成25年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第111号 平成25年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 1 1 2 号 平成 2 5 年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 1 1 3 号 平成 2 5 年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 1 1 4 号 平成 2 5 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 1 1 5 号 平成 2 5 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 1 1 6 号 平成 2 5 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 1 1 7 号 平成 2 5 年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 1 1 8 号 平成 2 5 年度常陸太田市工業用水道事業会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第 1 1 9 号 平成 2 6 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 1 2 0 号 平成 2 6 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 2 1 号 平成 2 6 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 2 2 号 平成 2 6 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 2 3 号 平成 2 6 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 1 2 4 号 平成 2 6 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 1 2 号ないし報告第 1 3 号（一括上程・報告案件説明）
- 日程第 3 議案第 9 4 号ないし議案第 1 0 8 号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 4 議案第 1 0 9 号ないし議案第 1 1 8 号（一括上程・提案理由説明）
- 日程第 5 議案第 1 1 9 号ないし議案第 1 2 4 号（一括上程・提案理由説明）

出席議員

- | | | | |
|-------|-------------|-------|-------------|
| 1 1 番 | 深 谷 秀 峰 議 長 | 1 0 番 | 菊 池 伸 也 副議長 |
| 1 番 | 諏 訪 一 則 議 員 | 2 番 | 井 坂 孝 行 議 員 |
| 3 番 | 藤 田 謙 二 議 員 | 4 番 | 赤 堀 平二郎 議 員 |

5 番	木 村 郁 郎 議 員	6 番	深 谷 渉 議 員
7 番	鈴 木 二 郎 議 員	8 番	平 山 晶 邦 議 員
9 番	益 子 慎 哉 議 員	1 2 番	高 星 勝 幸 議 員
1 3 番	成 井 小太郎 議 員	1 4 番	茅 根 猛 議 員
1 5 番	福 地 正 文 議 員	1 6 番	川 又 照 雄 議 員
1 7 番	後 藤 守 議 員	1 8 番	黒 沢 義 久 議 員
1 9 番	高 木 将 議 員	2 0 番	宇 野 隆 子 議 員

説明のため出席した者

大久保 太 一 市 長	宮 田 達 夫 副 市 長
中 原 一 博 教 育 長	植 木 宏 総 務 部 長
加 瀬 智 明 政策企画部長	荻 津 一 成 市民生活部長
西 野 千 里 保健福祉部長	滑 川 裕 農 政 部 長
樫 村 浩 治 商工観光部長	生田目 好 美 建 設 部 長
斎 藤 広 美 会 計 管 理 者	井 坂 光 利 上 下 水 道 部 長
福 地 壽 之 消 防 長	山 崎 修 一 教 育 次 長
宇 野 智 明 秘 書 課 長	笹 川 雅 之 総 務 課 長
大和田 隆 監 査 委 員	

事務局職員出席者

吉 成 賢 一 事 務 局 長	柳 一 行 事 務 局 次 長
金 子 充 議 事 係 長	

午前 1 0 時開会

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 2 0 名であります。

よって、定足数に達しております。

これより平成 2 6 年第 4 回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○深谷秀峰議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第 8 8 条の規定により

2 番 井 坂 孝 行 議 員 1 3 番 成 井 小太郎 議 員

兩名を指名いたします。

諸般の報告

○深谷秀峰議長 諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第233条第5項の規定により、平成25年度常陸太田市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果報告書が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、平成26年8月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	宮 田 達 夫 君
教 育 長	中 原 一 博 君	総 務 部 長	植 木 宏 君
政策企画部長	加 瀬 智 明 君	市民生活部長	荻 津 一 成 君
保健福祉部長	西 野 千 里 君	農 政 部 長	滑 川 裕 君
商工観光部長	檜 村 浩 治 君	建 設 部 長	生田目 好 美 君
会 計 管 理 者	斎 藤 広 美 君	上下水道部長	井 坂 光 利 君
消 防 長	福 地 壽 之 君	教 育 次 長	山 崎 修 一 君
秘 書 課 長	宇 野 智 明 君	総 務 課 長	笹 川 雅 之 君
監 査 委 員	大和田 隆 君		

以上、17名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長挨拶

○深谷秀峰議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 皆さん、おはようございます。本日は、平成26年第4回の市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。日ごろ議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のために格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げます。

初めに、6月の第2回市議会定例会後の市政報告をさせていただきます。

1点目は、水道事業統合施設整備事業についてであります。この事業は、瑞竜浄水場のバックアップ、金砂郷地区の安定給水などを図りますために、内田浄水場のほか、落合上水取水場、佐竹配水池、排水管等を整備いたしました。6月4日に竣工式を行いました。供用開始は9月を予定しております。

2点目は、複合型交流拠点施設についてでございます。農林畜産業の振興及び交流人口の拡大を目的とする複合型交流拠点施設につきましては、昨年5月に策定した基本計画の方針に基づき、基本設計が本年3月に完了いたしました。この基本設計に基づきまして、7月18日から造成工

事に着手をしているところでございます。今後は来年6月に建設工事を開始し、平成28年7月のオープンに向けて取り組みを進めてまいります。管理運営につきましては、第3セクター設立準備検討委員会を設置いたしまして、関係団体等からの意見を取りまとめて、経営計画の最終計画を策定しているところでございます。また、直売所における出荷者組織の立ち上げに向けて、説明会や関係団体との協議を行い、出荷者募集を早期に進めてまいります。

3点目は、農業生産法人との農業生産に関する協定についてでございます。本市と農業生産法人ワールドファームは、先月26日に茨城県立ち合いのもと、農業生産に関する協定を締結いたしました。協定を結んだワールドファームは、つくば市にある有限会社、地域とともに路地の畑作物を中心に生産加工、販売を行う農業生産法人でございます。協定の内容につきましては、市は耕作地などの確保に協力し、農業生産法人は地元在住者の積極的採用や農家及び地元業者との取引を進めることとしており、本市の農業活性化につながるものと期待をしているところでございます。

4点目は、真弓町市有林の太陽光発電事業への賃貸についてであります。賃貸する土地は、県道亀作石名坂線の北側に位置し、旭鉦末真弓工場と常陸碎石の採石場の間にあります4.7ヘクタールで、再生可能エネルギーの普及促進と同用地の利活用を図りますためのものでございます。賃貸する業者は東京に本社のあるグローバルリンクで、旧北小学校用地で太陽光発電事業を展開する会社でございます。賃貸期間は今年9月から20年間、発電容量は3,791キロワットのメガソーラーでございます。

続きまして、本市の平成25年度普通会計決算の概要について、ご報告をさせていただきます。

平成25年度決算につきましては、実質収支の黒字額が昨年度を上回ったことから、単年度収支は7億8,400万円の黒字となりましたが、財政調整基金に2億7,400万円を積み立て、市町村振興資金など1億5,600万円を繰り上げ償還しておりますので、実質単年度収支は7億1,900万円の黒字となっております。実質単年度収支は、平成18年度に基金取り崩しにより赤字となりましたが、その後、地方交付税が増額となったことや、行政改革による経費削減に努めたことなどによりまして、7年連続の黒字で決算をしております。また、将来の償還財源として、減債基金に6億9,100万円を積み立てております。

積立基金現在高につきましては、事務事業の見直しによる経費削減や地方交付税の増額、合併特例債の活用などによりまして、平成19年度より基金現在高が増加しております。平成25年度末の実質現在高につきましては、前年度比9億1,500万円増の145億9,300万円となっております。

市債現在高につきましては、借り入れの抑制により年々減少しておりますが、将来世代の負担を考慮いたしますと、さらに減らしていく必要があると考えております。平成25年度末の一般会計市債現在高は、前年度比5億5,700万円減の223億8,200万円となっております。

なお、特別会計、企業会計を含む総市債現在高は、前年比5億3,500万円減の406億9,700万円でございます。

経常収支比率につきましては、経常経費が減額となりましたが、臨時財政対策債の借り入れ抑

制により経常一般財源等も減額となり、前年度比0.6ポイント減の89.2%となっております。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、該当がございません。

実質公債費比率は、前年度比1.1ポイント減の7.1%、将来負担比率につきましては、該当がなくなりました。

これは市債現在高、退職手当負担金見込み額等が減額となり、充当可能基金等が増額になったことから、実質公債費比率、将来負担比率とも低下をしたのもので、比率から見ると、良好な状況と考えております。

続きまして、今回提案いたします一般会計補正予算でございますが、臨時福祉交付金の交付対象者が増加する見込みとなったことに伴う経費を追加いたしました。また、愛保育園の病後児室や観察室を設けるための改修工事費、イノシシの被害対策助成費、水府ふるさとセンターの耐震改修工事設計委託料などの経費を計上させていただきました。

最後に、本定例会に提案させていただきます案件でございますが、平成25年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告が各1件、条例の制定4件、条例の全部改正1件、条例の一部改正2件、条例の廃止2件、市有財産の処分1件、谷河原踏切歩道設置工事委託契約の締結1件、茨城県消防救急無線指令センター運営協議会規約の変更1件、市道路線の廃止、変更及び認定が各1件、平成25年度歳入歳出決算認定10件、平成26年度補正予算6件、合わせて33件でございます。

なお、本定例会中に人事案件1件を追加提案する予定でございますので、あらかじめご承知いただきたいと存じます。

各議案の提案理由などにつきましては、議題となりましたときに副市長及び担当部長からそれぞれご説明をさせていただきます。各議案とも慎重にご審議をいただき、原案のとおり可決、承認、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○深谷秀峰議長 次、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から9月24日まで21日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月24日まで21日間と決定いたしました。

日程第2 報告第12号ないし報告第13号

○深谷秀峰議長 次、日程第2、報告第12号平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第13号平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。報告第12号は、平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度決算に基づき算定した健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

まず、実質赤字比率でございますが、一般会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。平成25年度の一般会計における実質収支は黒字で決算しておりますので、実質赤字比率は発生しておりません。

続きまして、連結実質赤字比率でございますが、一般会計に加え、公営企業会計など全ての会計における実質収支の赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率でございます。この比率につきましても、全ての会計において黒字で決算しておりますので、比率は発生しておりません。

続きまして、実質公債費比率でございますが、公営企業会計などにおける地方債の返済額のうち、一般会計が負担すべき返済額を含めた、全ての一般会計が負担する地方債の返済額の標準財政規模に対する比率でございます。比率につきましても7.1%となっております。市の財政運営に国の関与を受けることとなります早期健全化基準の25%を大きく下回っております。

最後に、将来負担比率でございますが、一般会計が将来負担することとなる地方債の返済額などの標準財政規模に対する比率でございます。比率につきましても、将来負担することとなるものに充てることのできる基金などの財源が上回っておりますことから、比率は発生しておりません。

3ページをお開き願います。3ページから6ページにかけましては、監査委員の意見書でございます。なお、参考資料といたしまして、A4 1枚の横紙でございますが、健全化判断比率の算出シートを提出してございますので、あわせて後ほどごらん申し上げます。

続きまして、議案書の7ページをお開き願います。報告第13号は、平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づき算定した資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

8ページをお開き願います。資金不足比率でございますが、公営企業ごとの資金不足額が料金収入など事業規模に対して、どの程度になっているかをあらわす比率でございます。資金不足額は、一般会計の実質赤字額に相当するものでございますが、全ての公営企業会計において資金不

足がございませんので、比率は発生しておりません。

９ページをお開き願います。９ページから１０ページにかけては、監査委員の意見書でございます。こちらも後ほどごらんおき願います。

私のほうからは以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

日程第３ 議案第９４号ないし議案第１０８号

○深谷秀峰議長 次、日程第３、議案第９４号常陸太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第９５号常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第９６号常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第９７号常陸太田市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について、議案第９８号常陸太田市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の全部改正について、議案第９９号常陸太田市行政組織条例及び常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第１００号常陸太田市火災予防条例の一部改正について、議案第１０１号常陸太田市保育所における保育に関する条例の廃止について、議案第１０２号梅津会館設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第１０３号市有財産の処分について、議案第１０４号水郡線谷河原一常陸太田間谷河原踏切歩道設置工事委託契約の締結について、議案第１０５号茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について、議案第１０６号常陸太田市道路線の廃止について、議案第１０７号常陸太田市道路線の変更について、議案第１０８号常陸太田市道路線の認定について、以上１５件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明申し上げます。

議案書１１ページをお開き願います。議案第９４号は、常陸太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。本件は議案第９５号、議案第９６号とあわせ、子ども・子育て支援制度の実施に当たり制定された、子ども・子育て関連３法に関する新規条例の制定でございます。

この３つの議案の説明に入ります前に、子ども・子育て関連３法と今回の新規条例の関係、さらには新規条例の趣旨と目的につきまして、机上に配付させていただきましたＡ４横長の参考資料、こちらでございます、こちらによりまして説明をさせていただきたいと存じます。

まず、子ども・子育て関連３法とは子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の改正整備法の３つでございます。左側、上段の部分でございますが、全ての子どもの良質な育成環境を保証し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度や財源を一元化して、新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図ることを趣旨としております。

縦長の枠、左側 1 の子ども・子育て支援法でございますが、①の施設型給付の一元化は、これまで認定こども園、幼稚園、保育所は、国の所管ごとに運営費や補助金がそれぞれ交付されておりましたが、施設型の給付として共通の給付となりました。②の地域型保育給付は、新たに家庭的保育事業への地域型保育給付が創設されたものでございます。家庭的保育事業とは、定員が 6 人以上 19 人以下の子どもを預かる小規模保育事業、5 人以下の子どもを預かる家庭的保育事業、事業所の従業員の子どものに加え、地域の保育を必要とする子どもを預かる事業所内保育事業、保育を必要とする子どもの居宅で行う居宅訪問型保育事業、いわゆるベビーシッターの 4 つでございます。③は地域の子ども、子育て支援の充実のために、所要の措置を講じたものでございます。

真ん中の枠、2 の認定こども園法の一部改正法でございますが、①指導監督等の一元化は、この改正法により、幼保連携型認定こども園について単一の施設として認可することになり、これまでの幼稚園部分は文部科学省、保育園部分は厚生労働省が指導監督をしておりましたが、内閣府が一体的に監督を行った上で、学校及び児童福祉施設として位置づけるものでございます。②の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人としたものでございます。

最後に、右側の枠、3 の関係法律の関係整備法でございますが、①の関係法律の整備は、左側の 2 つの法の施行に伴い、児童福祉法など 55 の関係法律の規定を整備するものでございます。②の放課後児童健全育成事業の整備、運営基準は、同じく児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の対象年齢の見直しや基準を市町村で定める仕組みを規定したものでございます。③の家庭的保育事業等の認可基準は、児童福祉法の一部改正により、家庭的保育事業を市町村が認可する仕組みを規定したものでございます。

下の矢印のところでございますが、議案第 94 号、議案第 95 号は、3 の関係法律の関係整備法により、市町村において新たに条例を制定するものでございます。また、議案第 96 号は、1 の子ども・子育て支援法により、同様に条例を制定するものでございます。

中央の認定こども園法の一部改正法におきましては、県において幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を今回の 9 月議会で定めることになっております。

資料の右側でございますが、3 議案の条例制定の趣旨、目的についてご説明申し上げます。

初めに、議案第 94 号でございますが、趣旨は児童福祉法の定めるところにより、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。目的は事業を利用する児童が明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかに育成されることを保証するための最低基準を定めて、質の向上を図るものでございます。

次に、議案第 95 号でございますが、趣旨は児童福祉法の定めるところにより、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。目的は事業を利用する乳幼児が明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかに育成されることを保証するための最低基準を定めて、質の向上を図るものでございます。

最後に、議案第 96 号でございますが、趣旨は子ども・子育て支援法の定めるところにより、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものでございます。目的は事業者が利用者に対し、良質でなおかつ適正な水準の保育を提供すると

ともに、全ての子どもが健やかに成長できる適切な環境が等しく確保されることを目指すための最低基準を定めて、質の向上を図るものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の11ページへお戻り願います。議案第94号常陸太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

12ページをお開き願います。第1条から第7条までは、総論的な内容を定めてございます。主な内容としましては、第1条の制定趣旨、第2条の最低基準の向上、第3条の事業者の最低基準の遵守、13ページ、第5条は非常災害対策、第6条は職員の一般要件などでございます。

第8条は、設備に関する基準について定めてございます。主な内容としましては、14ページ上段でございますが、支援を行う専用区域を設け、その面積は児童1人につき、おおむね1.65平方メートル以上とし、静養場所の確保や安全衛生の確保を定めてございます。

第9条は、職員に関する基準について定めてございます。主な内容としましては、放課後児童クラブの職員である指導員を支援員に改め、支援の単位ごとに原則2名以上の支援員を配置し、参考のところでございますが、職員の要件としましては、保育士、社会福祉士等の資格に加え、都道府県知事の実施する研修修了者としてございます。

15ページの第10条から17ページの第20条までは、運営に関する基準について定めてございます。主な内容としましては、第10条の利用者平等取り扱い原則、第11条の虐待等の禁止等、第13条の運営規定、第16条の苦情への対応、第17条の開所時間及び日数、第20条の事故発生時の対応などでございます。

18ページ上段でございますが、施行期日は関係法律の関係整備法の施行の日としてございます。

続きまして、議案書19ページをお開き願います。議案第95号は、常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

20ページをお開き願います。第1章は、総則として、各事業に共通の家庭的保育事業者等の一般原則や職員の一般的要件、食事等の事項を定めてございます。

第2章は、家庭的保育事業の設備の基準、職員の配置基準等を定めてございます。

第3章は、小規模保育事業になりますが、第1節通則では、小規模保育事業がA型、B型、C型に区分されることを定めてございます。第2節では、小規模保育事業A型の設備の基準、職員の配置基準等を定めてございます。A型は保育所分園に近い形で、職員は保育士に限定され、保育士の数は保育園の配置基準に1名を加えた人数になり、保育室の面積は保育園に近い基準となっております。第3節では、小規模保育事業B型の設備の基準、職員の配置基準等を定めてございます。B型はA型とC型の中間型の施設でございまして、職員資格は半数以上が保育士、その他職員数、保育室の面積についてはA型と同じでございます。第4節では、小規模保育事業のC型でございます。設備の基準、職員の配置基準等を定めてございます。C型は家庭的保育事業に近い形でございますが、本来小規模保育事業は6人以上19人以下の施設でございまして、このC型は6人以上10人以下の施設となります。また、職員につきましても家庭的保育者であり、家庭的保育者1人につき3人までしか保育することができないことになっております。保育室等

については、1人につき3.3平方メートルとなっております。

第4章は、居宅訪問型保育事業の保育要件、設備及び備品の基準、職員等について定めてございます。

第5章は、事業所内保育事業の利用定員の設定、整備基準、職員配置等について定めてございます。

恐れ入りますが、35ページをお開き願います。附則として、下段でございしますが、施行期日は関係法律の関係整備法の施行の日としております。

38ページをお開き願います。参考といたしまして、43ページまでに施行規則を添付してございますので、後ほどごらんおき願います。

恐れ入りますが、議案書44ページをお開き願います。議案第96号は、常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

45ページをお開き願います。第1章は、総則として、用語の定義や事業者等の一般原則を定めてございます。

第2章は、特定教育・保育施設の運営に関する基準でございますが、第1節では利用定員に関する基準、第2節では運営に関する基準として、利用手続の説明や利用者負担額等の受領方法、特定教育保育の取り扱い基準等を、第3節では特例施設型給付費に関する基準を定めてございます。

第3章は、特定地域型保育事業者の運営に関する基準になりますが、第1節では利用定員に関する基準、第2節では運営に関する基準として、利用手続の説明や利用者負担額等の受領方法、特定地域型保育の取り扱い基準等を、第3節では特例地域型保育給付費に関する基準を定めてございます。

恐れ入りますが、65ページをお開き願います。中段でございしますが、附則といたしまして、施行期日は子ども・子育て支援法の施行の日としております。

恐れ入りますが、68ページをお開き願います。参考といたしまして、71ページまで施行規則を添付してございますので、ごらんおき願います。

子ども・子育てに関する条例は、以上でございます。

続きまして、議案書72ページをお開き願います。議案第97号は、常陸太田市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定についてでございます。

これまで当市では、事業計画区域外から公共下水道に汚水を流入させる場合において、分担金等を徴収する規定がございませんでした。そのため、事業計画区域外においても下水道の整備された区域内の受益者と同様に負担金を徴収するため、本条例を制定するものでございます。

73ページをお開き願います。第3条分担金の額でございますが、74ページ下段の別表のとおり、市街化区域は1平方メートル当たり490円、市街化調整区域は1平方メートル当たり650円、事業計画区域内と同額といたしました。なお、金砂郷、水府地区につきましては、公共ます1基につきまして30万円としてございます。

別表の上、附則でございしますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

参考といたしまして、75ページから83ページまで施行規則を添付してございますので、ごらんおき願います。

続きまして、議案書84ページをお開き願います。議案第98号は、常陸太田市郷土資料館設置及び管理に関する条例の全部改正についてでございます。郷土資料館いわゆる梅津会館につきましては、今回新たに博物館法に規定される登録博物館に登録され、同法の規定を受ける施設となりましたので、本条例を全部改正するものでございます。郷土資料館は現在、耐震改修の工事中でございまして、11月より本市の歴史と文化を広く公開する施設として活用を図ってまいります。

85ページをお開き願います。第2条の施設の名称ですが、郷土資料館梅津会館と改称し、別館は払い下げを受けました旧法務局の建物を一部改修しまして、収蔵施設として活用いたします。第4条の職員ですが、博物館法の規定により、館長及び学芸員を配置いたします。

86ページをお開き願います。第8条で入館料は無料といたしますが、梅津会館企画展示室及び会議室では入館料を徴収することができることといたしました。

87ページをお開き願います。第14条は郷土資料館運営協議会ですが、博物館法の規定により運営協議会を置くことといたします。

なお、附則といたしまして、この条例は平成26年11月1日から施行することとさせていただきます。

また、87ページ下段から88ページにかけての別表は、第9条に関する施設の使用料でございます。梅津会館会議室については全日の使用で3,240円、梅津会館企画展示室は1日当たり2,160円としております。

89ページから105ページまで、参考といたしまして、施行規則を添付してございますので、ごらんおき願います。

続きまして、議案書106ページをお開き願います。議案第99号は、常陸太田市行政組織条例及び常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正についてでございます。次代を担う子どもの健全な育成を図るため、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が平成26年4月23日に公布され、その一部が本年10月1日から施行されることに伴い、これまでの母子及び寡婦福祉法が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められますことから、常陸太田市行政組織条例及び常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の関係条項を、それぞれ新しい法律名に改正するものでございます。

107ページをお開き願います。第1条常陸太田市行政組織条例の第4条第2項、第2条常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の第2条第3号中の現行法律名を、新たな法律名に改正するものでございます。

下段の附則でございしますが、この条例は平成26年10月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書110ページをお開き願います。議案第100号は、常陸太田市火災予防条例の一部改正についてでございます。平成25年8月でございましたが、京都府福知山市の花火大会において発生した火災事故を踏まえまして、消防法施行令の一部を改正する政令が平成2

5年12月27日に公布され、その一部が同日から施行されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、114ページをお開き願います。新旧対照表にてご説明申し上げます。左側、改正案の第5章の2に、屋外催しに係る防火管理を新たに加えてございます。第18条に、第9号の2といたしまして、祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他の多数の者の集合する催しに際して火器器具を使用する場合には、消火器の準備をした上で使用することを新たに義務づけるものでございます。

続きまして、第19条から第21条、10ページの第22条は、改正後の第19条第9号の2を引用することによる条文の整理でございます。

次に、第5章の2屋外催しに係る防火管理第42条の2でございますが、屋外の催しのうち、大規模なもので火器器具の周囲において火災が発生した場合に、人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを消防庁が指定催しとして指定するものでございます。

続きまして、116ページ左側中段の第42条の3につきましては、前条の規定により指定を受けた催しを主催する者は、速やかに防火担当者を定め、催しを開催する日の14日前までに、火災予防上必要な業務に関する計画の作成並びに提出を求めるものでございます。

117ページをお開き願います。左側の下段でございますが、第45条に規定しております火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届け出の中に、118ページの左側上段の第6号といたしまして、祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他の多数の者の集合する催しに際し、火器器具を使用する露店等を開設しようとする者は、事前に消防庁に届けることを義務づけるものでございます。

第49条及び第50条につきましては、第42条の3第2項に規定する指定催しに係る計画の提出義務違反について、罰則を追加するものでございます。

恐れ入りますが、113ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、施行の日から起算して14日を経過するまでに終了する催しにつきましては、この条例の改正後の第42条の2指定催しの指定と、第42条の3屋外催しに係る防火管理の規定は適用しないものでございます。

続きまして、議案書120ページをお開き願います。議案第101号は、常陸太田市保育所における保育に関する条例の廃止についてでございます。

下の提案理由でございますが、子ども・子育て新支援制度の実施に当たりまして、関係法律の関係整備法が制定されたところでありまして、これに伴い児童福祉法が改正され、従来、市町村の条例で保育の実施基準を定めることになっておりましたが、今回の法改正により、保育の必要性の認定は子ども・子育て支援法により定められることになったため、本条例を廃止するものでございます。

121ページをお開き願います。附則として、施行期日は子ども・子育て支援法の施行の日と定めるものでございます。

続きまして、議案書122ページをお開き願います。議案第102号は、梅津会館設置及び管

理に関する条例の廃止についてでございます。これまで同一の建物に梅津会館と郷土資料館の２つの設置管理条例がありましたことから、先に提案いたしました常陸太田市郷土資料館設置及び管理に関する条例に一本化するため、本条例を廃止する条例を制定するものでございます。

１２３ページをお開き願います。施行期日は平成２６年１１月１日でございます。

続きまして、議案書の１２４ページをお開き願います。議案第１０３号は、市有財産の処分についてでございます。旧佐都小学校廃校後における未利用施設等の効果的な活用を図るため、文部科学省「みんなの廃校」プロジェクトにおいて、利用団体等の公募を実施しましたところ、２つの事業者から応募があり、提案内容について審査しましたところ、当該地において工場建設を計画し、地域雇用の促進につながる株式会社菊池精機に対し、旧佐都小学校用地及び建物を譲渡し、今後の有効活用を図るものでございます。同社とは、昨日９月３日に仮契約が整いましたので、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

売却する土地は５筆で、合計地積が９,１０９.２４平方メートル、売却する建物は体育館で、床面積９５１平方メートル、売却価格は２,２３２万８,３４９円で、契約の相手方は日立市大みか町２丁目１２番１１号、株式会社菊池精機、代表取締役菊池正美でございます。

続きまして、議案書１２５ページをお開き願います。議案第１０４号は、水郡線谷河原―常陸太田間谷河原踏切歩道設置工事委託契約の締結についてでございます。懸案でございました南部幹線磯部天神林線の谷河原踏切の拡幅工事につきまして、東日本旅客鉄道株式会社との協議が整いましたことから、下記のとおり委託契約を締結するために、地方自治法第９６条第１項第５号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

委託契約の内容でございますが、水郡線谷河原―常陸太田間谷河原踏切歩道設置工事で、契約の方法は随意契約、契約の金額は１億７,６８０万円、契約の期間は契約の日から平成２８年３月末日まで、契約の相手方は東日本旅客鉄道株式会社、執行役員水戸支社長、小池邦彦でございます。

次のページに、参考としまして、工事の概要がございます。主な工事内容でございますが、保線関係では踏切のレールの撤去、復旧工事の延長が２００メートル、連接軌道ブロックの撤去、新設工事の面積が７７.１平方メートル、また土木設備撤去、新設関係では駅ホームの撤去、延伸工事として延長１７メートルの工事を施工いたします。

続きまして、議案書の１２７ページをお開き願います。議案第１０５号は、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更についてでございます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が平成２６年５月３０日に交付、施行されることに伴い、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部変更を行うものでございます。

１２８ページをお開き願います。第１条中の協議会の設置根拠条文である地方自治法第２５２条の２について、連携協約が追加されたことにより、協議会の設置が第２５２条の２第１項から第２５２の２の２第１項になったことに伴う変更でございます。

附則でございますが、この規約は、地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条第1号に規定する規定の施行の日から施行するものでございます。

続きまして、こちらの白表紙の厚手のつづりでございます。別冊となっております議案書の1ページをお開き願います。議案書の1ページでございます。議案第106号は、常陸太田市道路線の廃止についてでございます。道路現況調査及び幹線再編等に伴い市道を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

廃止する路線は、2,822路線、延長距離で549.22キロメートルでございます。

2ページをお開きください。2ページからは廃止をいたします路線名、起点、終点、幅員、延長を記載しております。

まず、2ページの1段目、市道3004号線及び3段目の4010号線につきましては、県道日立笠間線の供用開始により、市道路線を廃止するものでございます。

2段目の3051号線につきましては、道路としての実態のない路線を廃止するものでございます。

その下の里8-5223号線は、平成23年に県と覚書を締結し、過疎代行事業として路線整備を実施しておりますが、当時1路線と思われた市道が、後日、調査の結果2路線と判明したため、2路線を一本化し1路線とするため廃止するものでございます。

また、その下の0101号線から11ページ下段の里8-600号線までの125路線につきましては、太田、金砂郷、水府及び里美地区に分かれていた1級市道及び2級市道を整理統合した幹線再編成による廃止路線でございます。

12ページ上段の水8-0102号線から、ちょっと飛びます、219ページ里8-9188号線までは、幅員がおおむね1.5メートル未満と狭く、市民の日常生活に利用されていない路線でございます。

平成22年度から4年計画で見直しを実施し、昨年調査した水府地区及び里美地区の2,693路線を今回廃止するもので、全面的な市道現況調査はこれをもって終了いたします。

なお、今回廃止しました道路につきましては、法定外公共物として引き続き市で管理してまいります。

220ページ以降253ページまでにつきましては、廃止する市道路線の位置図、配置図を記載してございますので、後ほどごらんおき願います。

続きまして、254ページをお開き願います。議案第107号は、常陸太田市道路線の変更についてでございます。道路現況調査、道路整備及び幹線再編成等に伴い市道を変更するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更となる路線は515路線で、差し引き延長距離87.123キロメートルの減となっております。

255ページをお開き願います。255ページからは変更となります路線名、新旧の起点、終点、幅員、延長を記載してございます。

まず、最初の市道2002号線、2003号線及び2004号線の市道路線変更は、県道日立

笠間線の供用開始により、市道路線が変更になるものでございます。

その下の金3B254号線から、ちょっと飛びます、256ページの上から2段目の水8-7090号線までの5路線は、農道を市道に認定することによる路線変更でございます。

その下の里8-5142号線は、先ほど廃止のところの説明申し上げました過疎代行事業に係る廃止区間を変更により延長するものでございます。

その下にあります水8-0110号線から、339ページ一番下でございます里8-9189号線までは、昨年度道路現況調査を実施した最小幅員がおおむね1.5メートル未満の区間の市道の一部を廃止し、法定外公共物に変更するものでございます。

今回は501路線を変更するものでございます。

340ページの5路線につきましては、幹線再編成により各路線の一部が幹線市道に格上げしましたことから、延長に減が生じたことに伴う変更でございます。

341ページから366ページまで、変更いたします市道路線の位置図及び変更図を記載してございますので、後ほどごらんおきを願います。

続きまして、367ページをお開き願います。議案第108号は、常陸太田市道路線の認定についてでございます。道路整備、県道移管及び幹線再編成等に伴う市道の認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

認定する路線は165路線、延長距離で322.157キロメートルでございます。

368ページをお開きください。368ページからは新たに路線に認定する路線名、起点、終点、幅員、延長を記載しております。

まず、最初の市道2436号線の市道路線認定は、県道日立笠間線の供用開始により、市道路線を新たに認定するものでございます。

2段目の5433号線及び5434号線は、里川にかかる新根本橋の供用開始に伴い認定するものでございます。

その下の金4B104号線は、平成21年に開通した木島大橋北側の県道常陸那珂港山方線バイパスの開通に伴い、これまで県道だった道路を市道として認定するものでございます。

その下の金1B55号線から、371ページの4段目にございます里8-5372号線までの38路線は、農道を新たに市道に認定するものでございます。

その下にあります水8-0592号線から、380ページの最初の段にあります7077号線までの114路線は、太田、金砂郷、水府及び里美地区に分かれていた1級市道及び2級市道を整理統合した幹線再編成により認定するものでございます。

その下にあります水8-1718号線から、最後の里8-9196号線までの9路線は、道路現況調査により一部廃止となった、廃止された先の区間に新たな路線名を付して市道に認定するものでございます。

381ページから424ページに、認定いたします市道路線の認定位置図及び認定図を記載してございますので、後ほどごらんおき願います。

私のほうからは以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

日程第４ 議案第１０９号ないし議案第１１８号

○深谷秀峰議長 次に、日程第４，議案第１０９号平成２５年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第１１０号平成２５年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第１１１号平成２５年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第１１２号平成２５年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第１１３号平成２５年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第１１４号平成２５年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第１１５号平成２５年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第１１６号平成２５年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第１１７号平成２５年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第１１８号平成２５年度常陸太田市工業用水道事業会計決算の認定について、以上１０件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。会計管理者。

〔斎藤広美会計管理者 登壇〕

○斎藤広美会計管理者 議案第１０９号から議案第１１６号の平成２５年度常陸太田市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきまして、提案者にかわりご説明申し上げます。

決算書１ページをお開き願います。議案第１０９号から議案第１１６号平成２５年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２５年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を添えて議会の認定に付する。平成２６年９月４日提出、市長名。

初めに、議案第１０９号平成２５年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

５ページをお開き願います。歳入決算額は２６３億２４３万２,３３３円で、予算額に対します収入率は９８.６％でございます。歳出決算額は２５３億２,０６０万１,３８６円で、予算額に対します執行率は９４.９％でございます。歳入歳出差引残額は９億８,１８３万９４７円。この内訳を申し上げますと、８億２,４０３万１,９４７円が翌年度への繰越額、１億５,７７９万９,０００円が繰越明許費の一般財源分でございます。

説明欄の歳入ですが、歳入予算額は２６６億８,２１７万４,１５０円、調定額は２６６億７,１４７万４,１６４円で、予算額に対します調定率は１００.０％でございます。収入済歳入額は、歳入決算額と同額でございます。不納欠損額の２,５６０万４,２４９円は、地方税法等の規定に基づき、該当する市税等滞納分を欠損処分した金額でございます。また、収入未済歳入額３億４,３４３万７,５８２円の主なものは、市税、市営住宅使用料等の未納分でございます。

次に、歳出でございますが、歳出予算額は歳入予算額と同額、支出済歳出額は歳出決算額と同額でございます。繰越明許費は８億３０１万７,０００円。これは総務費、民生費、農林水産業費、

土木費，教育費の１４事業に係る繰り越し事業費でございます。不用額は５億５，８５５万５，７６４円でございます。主に，民生費，土木費，教育費等でございます。

ただいまご説明いたしました内容の款項別明細が６ページから１５ページに，また，地方自治法施行令第１６６条第２項に基づきます説明資料としての事項別明細書が６４ページから２９９ページに，実質収支に関する調書が３００ページに，財産に関する調書が４３６ページから４４２ページに記載されておりますので，それぞれごらんいただきたいと思います。

なお，これからご説明申し上げます各特別会計決算書説明欄の収入済歳入額，歳出予算額，支出済歳出額につきましては，一般会計と同様の説明となりますので省略させていただきます。

続きまして，議案第１１０号平成２５年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

１７ページをお開き願います。歳入決算額は６５億７，０９１万５，４１９円で，予算額に対します収入率は１０２．３％でございます。また，歳出決算額は６１億６，０２０万３，８３２円で，予算額に対します執行率は９５．９％でございます。歳入歳出差引残額は４億１，０７１万１，５８７円で，翌年度への繰越額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが，歳入予算額は６４億２，６１６万６，０００円，調定額は６８億７，５３３万６，０１３円で，予算額に対します調定率は１０７．０％でございます。不納欠損額は２，１５０万５，３９０円で，地方税法の規定に基づき，該当する保険税滞納分を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額は２億８，２９１万５，２０４円，主に保険税の未収分でございます。

歳出でございますが，不用額は２億６，５９６万２，１６８円で，主に保険給付費，共同事業拠出金及び予備費等でございます。

なお，款項別明細が１８ページから２３ページに，事項別明細書が３０２ページから３３７ページに，実質収支に関する調書が３３８ページに記載されておりますので，ごらんいただきたいと思います。

次に，議案第１１１号平成２５年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

２５ページをお開き願います。歳入決算額は６億１，１３３万９，５８１円で，予算額に対します収入率は１００．０％でございます。また，歳出決算額は６億８８８万９，１５０円で，予算額に対します執行率は９９．６％でございます。歳入歳出差引残額２４５万４３１円は翌年度への繰越額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが，歳入予算額は６億１，１４６万６，０００円，調定額は６億１，４１３万４，３８１円で，予算額に対します調定率は１００．４％でございます。不納欠損額２２万６，３００円は，高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき，該当する保険料滞納分を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額２５６万８，５００円は，保険料の未納分でございます。

歳出でございますが，不用額は２５７万６，８５０円で，主に予備費でございます。

なお、款項別明細が２６ページから２９ページに、事項別明細書が３４０ページから３４７ページに、実質収支に関する調書が３４８ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

次に、議案第１１２号平成２５年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

３１ページをお開き願ひます。歳入決算額は４９億７，６２６万８，３４６円で、予算額に対しまし収入率は９８．６％でございます。歳出決算額は４９億３５８万７，１０１円で、予算額に対しまし執行率は９７．１％でございます。歳入歳出差引残額７，２６８万１，２４５円は、翌年度への繰越額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は５０億４，７９０万４，０００円、調定額は４９億９，２０２万９４６円で、予算額に対しまし調定率は９８．９％でございます。不納欠損額３４２万８，８００円は、介護保険法の規定に基づき、該当する保険料を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額１，２３２万３，８００円は、主に保険料の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は１億４，４３１万６，８９９円で、主に保険給付費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が３２ページから３５ページに、事項別明細書が３５０ページから３７９ページに、実質収支に関する調書が３８０ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

次に、議案第１１３号平成２５年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

３７ページをお開き願ひます。歳入決算額は２０億３，３１５万１，４９４円で、予算額に対しまし収入率は１０１．６％でございます。また、歳出決算額は１９億５，９５４万３，５５０円で、予算額に対しまし執行率は９７．９％でございます。歳入歳出差引残額は７，３６０万７，９４４円。内訳を申し上げますと、７，３５０万３，９４４円が翌年度への繰越額、１０万４，０００円が繰越明許費の一般財源分でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は２０億１３８万８，０００円、調定額は２１億４７３万６，５９７円で、予算額に対しまし調定率は１０５．２％でございます。不納欠損額４，８０１万６，３１５円は、地方自治法の規定に基づき、該当する分担金、負担金及び使用料を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額２，３５６万８，７８８円は、分担金、負担金及び使用料の未納分でございます。

歳出でございますが、繰越明許費２８０万４，０００円は、下水道事業費の繰り越し事業１件分でございます。不用額は３，９０４万４５０円で、主に下水道事業費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が３８ページから４１ページに、事項別明細書が３８２ページから３９９ページに、実質収支に関する調書が４００ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

次に、議案第１１４号平成２５年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につい

てご説明申し上げます。

43ページをお開き願います。歳入決算額は3億6,206万1,900円で、予算額に対します収入率は104.4%でございます。また、歳出決算額は3億4,090万4,697円で、予算額に対します執行率は98.3%でございます。歳入歳出差引残額2,115万7,203円は、翌年度への繰越額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は3億4,686万2,000円、調定額は3億7,548万1,216円で、予算に対します調定率は108.3%でございます。不納欠損額768万6,002円は、地方自治法の規定に基づき、該当する分担金及び使用料を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額573万3,314円は、分担金及び使用料の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は595万7,303円で、主に事業費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が44ページから47ページに、事項別明細書が402ページから411ページに、実質収支に関する調書が412ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、議案第115号平成25年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

49ページをお開き願います。歳入決算額は1億2,349万520円で、予算額に対します収入率は99.6%でございます。また、歳出決算額は1億1,685万9,741円で、予算額に対します執行率は94.2%でございます。歳入歳出差引残額663万779円は、翌年度への繰越額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は1億2,399万7,000円、調定額は1億2,397万8,025円で、予算額に対します調定率は100.0%でございます。不納欠損額6,510円は、地方自治法の規定に基づき、該当する使用料を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額48万995円は、使用料の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は713万7,259円で、主に事業費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が50ページから53ページに、事項別明細書が414ページから421ページに、実質収支に関する調書が422ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、議案第116号平成25年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

55ページをお開き願います。歳入決算額は2億9,431万2,798円で、予算額に対します収入率は102.0%でございます。また、歳出決算額は2億7,956万8,527円で、予算額に対します執行率は96.9%でございます。歳入歳出差引残額は1,474万4,271円、翌年度への繰越額でございます。

説明欄をごらんください。歳入でございますが、歳入予算額は2億8,857万1,000円、調定額は2億9,896万2,855円で、予算額に対します調定率は103.6%でございます。不納

欠損額 17万4,980円は、地方自治法の規定に基づき、該当する使用料を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額 447万5,077円は、使用料の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は900万2,473円で、主に事業費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が56ページから59ページに、事項別明細書が424ページから433ページに、実質収支に関する調書が434ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

なお、地方自治法第233条第5項の規定により、提出が求められております各会計の主要な施策の成果を説明する書類につきましては、別冊平成25年度決算に係る主要な施策の成果報告書をご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第109号から議案第116号の平成25年度常陸太田市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきましての説明を終わります。

○深谷秀峰議長 上下水道部長。

〔井坂光利上下水道部長 登壇〕

○井坂光利上下水道部長 別冊の平成25年度常陸太田市公営企業会計決算書をごらんいただきたいと思います。

議案第117号及び議案第118号につきまして、提案者にかわりましてご説明申し上げます。

平成25年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定、並びに常陸太田市工業用水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成25年度常陸太田市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、平成25年度常陸太田市水道事業会計並びに常陸太田市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書を付けて議会の認定に付する。平成26年9月4日提出、市長名でございます。

初めに、議案第117号平成25年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。平成25年度常陸太田市水道事業決算報告書の収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道事業収益の予算額は11億8,574万円でございます。決算額は11億7,126万9,449円となりました。これは予算額に対し98.8%の執行率となっております。

2ページをお開きいただきます。支出でございますが、第2款水道事業費用の予算額は10億8,167万6,000円でございます。決算額は10億8,979万3,384円となっております。これは予算額に対し108%の執行率となっております。

次に、3ページの資本的収入及び支出の収入でございますが、第3款資本的収入の予算額は17億3,562万2,000円でございます。決算額は14億5,679万8,186円となりました。これは予算額に対しまして83.9%の執行率となっております。

次に、4ページをお開きいただきます。支出でございますが、第4款資本的支出の予算額は21億4,371万1,000円でございます。決算額は19億1,005万3,925円となっております。

す。予算額に対しまして89.1%の執行率でございます。

なお、欄外に記してございますが、資本的収入が資本的支出額に不足する額4億5,325万5,739円は、過年度分損益勘定留保資金3億9,384万8,045円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,922万4,672円、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,018万3,022円で補填をいたしました。

次に、5ページに参りまして、平成25年度常陸太田市水道事業損益計算書につきましてご説明申し上げます。

初めに、1の営業収益でございますが、(1)と(2)、合わせまして10億478万1,690円でございます。2の営業費用は(1)から(5)まで、合わせまして9億2,935万1,388円で、営業収支では7,543万302円の営業利益となっております。3の営業外収益でございますが、(1)から(3)まで、合わせまして8,265万6,225円でございます。4の営業外費用でございますが、(1)と(2)を合わせまして、1億4,836万761円でございますので、営業外収支ではマイナスの6,570万4,536円となっております。

なお、先ほど申し上げました営業利益と営業外損失の合計の経常利益は、972万5,766円となっております。

6ページをお開きいただきたいと思います。特別利益、特別損失がございませんので、当年度の純利益は972万5,766円の計上となっております。なお、前年度繰越利益剰余金が3,066万6,330円でございますので、当該年度未処分利益剰余金は4,039万2,096円となっております。

7ページの剰余金計算書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、8ページをお開きいただきます。平成25年度常陸太田市水道事業剰余金処分計算書(案)についてご説明申し上げます。

資本剰余金につきましては、当年度末残高52億9,662万3,740円から、除却損への補填として2億300万3,245円を未処分利益剰余金に振りかえることにより、処分後残高を50億9,362万495円とするものでございます。また、未処分利益剰余金につきましては、先ほど説明させていただきました当年度末残高4,039万2,096円から972万5,766円を処分し、処分後残高を3,066万6,330円とするものでございますが、処分額の内訳といたしましては、減債積立金に2億1,272万9,011円を積み立てるとともに、未処分利益剰余金に振りかえた2億300万3,245円を処分するものでございます。

次の貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

13ページから35ページまで決算附属書類がございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、議案第118号平成25年度常陸太田市工業用水道事業会計決算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、37ページをお開きいただきたいと思います。平成25年度常陸太田市工業用水道事業決算報告書の収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款工業用水道事業収益

の予算額は5,558万5,000円でございます。決算額は5,185万805円でございますので、予算額に対し93.3%の執行率となっております。

次に、38ページをお開きいただきます。支出でございますが、第2款工業用水道事業費用の予算額は5,574万4,000円でございます。決算額は5,154万2,052円でございますので、予算額に対し92.5%の執行率となっております。

次に、39ページでございますが、資本的収入及び支出の収入でございます。第3款資本的収入の予算額は2,889万6,000円でございます。決算額は2,889万6,000円でございますので、予算額に対し100%の執行率となっております。支出につきましては、第4款資本的支出の予算額は4,429万1,000円でございます。決算額は4,428万9,269円でございますので、予算額に対し100%の執行率となっております。

なお、欄外に記してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,539万3,269円は、過年度分損益勘定留保資金2万6,297円及び当年度分損益勘定留保資金1,536万6,972円で補填をいたしました。

40ページをお開きいただきます。平成25年度常陸太田市工業用水道事業常陸太田地区でございます。損益計算書についてご説明申し上げます。

1の営業収益は、(1)給水収益2,861万5,590円でございます。2の営業費用は、(1)から(3)まで合わせまして4,710万8,060円で、営業収支では1,849万2,474円の営業損失となっております。3の営業外収益でございますが、(1)から(3)まで合わせまして2,126万6,290円でございます。4の営業外費用でございますが、256万8,762円でございますので、営業外収支では1,869万7,528円のプラスとなっております。

なお、先ほど申し上げました営業損失を差し引いた経常利益は、20万5,054円となっております。特別利益、特別損失がございませんので、当該年度純利益は20万5,054円の計上となっております。

なお、前年度繰越利益剰余金が29万848円でございますので、当該年度未処分利益剰余金は49万5,902円となりました。

次のページの剰余金計算書につきましては、説明を省略させていただきます。

42ページをお開きいただきます。平成25年度常陸太田市工業用水道事業（常陸太田剰余金処分計算書）についてご説明申し上げます。

先ほど損益計算書によりご説明申し上げましたが、当年度未処分利益剰余金が49万5,902円となっております。議会の議決による処分額がございませんので、繰越利益剰余金は49万5,902円でございます。

次の貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

46ページをお開きいただきます。平成25年度常陸太田市工業用水道事業金砂郷地区の損益計算書についてご説明申し上げます。

1の営業収益、2の営業費用は、給水事業所がございませんので、ゼロ円でございます。3の営業外収益につきましては、預金利子の10万3,699円の決算でございます。4の営業外収益

がございませんので、営業外収支では１０万３,６９９円のプラスでございます。当年度純利益は１０万３,６９９円でございます。

なお、前年度繰越利益剰余金が１４万７,１６２円でございますので、当年度未処分利益剰余金は１５万７,８６１円となっております。

４７ページの剰余金計算書につきましては、説明を省略させていただきます。

４８ページをお開きいただきます。平成２５年度常陸太田市工業用水道事業（金砂郷剰余金処分計算書）についてご説明申し上げます。

先ほど損益計算書によりご説明申し上げましたが、当年度未処分利益剰余金が１５万７,８６１円となっております。議会の議決による処分額はございませんので、繰越利益剰余金は１５万７,８６１円でございます。

次の貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、５３ページから６４ページまで決算附属資料がございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第１１７号平成２５年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算、並びに議案第１１８号平成２５年度常陸太田市工業用水道事業会計決算につきまして、説明を終わらせていただきます。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

この際、監査委員より決算審査の結果について報告を求めます。大和田監査委員。

〔大和田隆監査委員 登壇〕

○大和田隆監査委員 平成２５年度の決算審査の経過と結果についてご報告いたします。

最初に、一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況について申し上げます。この決算審査は、地方自治法第２３３条第２項及び第２４１条第５項の規定に基づいて行いました。審査の対象とした決算及び書類は、お手元の審査意見書の１ページに３つのグループに分けて記載いたしました。

その第１は、一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算でございます。その内容は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計、簡易水道事業特別会計、８件の歳入歳出決算でございます。

第２は、政令で定める書類で３件でございます。一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、そして財産に関する調書でございます。

第３は、基金運用状況を示す書類で、奨学基金、用品調達基金、肉用牛特別導入事業基金、印紙等購入基金、以上４つの基金でございます。

審査に当たりましては、一般会計及び各特別会計決算書並びに政令で定める書類等について、関係諸帳簿と証書類を照査し、定期監査、例月現金出納検査等の結果を参考としながら、決算計数の正確性及び収入・支出の合理性の確認を行い、あわせて関係課職員の説明を聴取して審査を行いました。また、基金運用状況については、基金運用状況調書と関係諸帳簿により決算書及び

政令で定められた書類の審査に準じて審査を行いました。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、政令で定める書類及び基金の運用状況を示す書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は、関係諸帳簿、証書類を照査した結果、それぞれ符合しており、正確であることを認めました。また、予算の執行状況につきましても、適正なものであることを認めた次第でございます。詳細につきましては、審査意見書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

これは、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づいて行いました。審査いたしました書類は、決算書類として、決算報告書、財務諸表としまして、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、さらに決算附属書類といたしまして、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書でございます。これらが地方公営企業法その他の関係法令に準拠して、適正に作成されているかどうか、企業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかどうかについて審査したわけでございます。

その結果、その審査に付されました決算報告書、財務諸表その他の書類は、地方公営企業関係法令に準拠して作成され、かつ計数は正確で、各企業の経営成績及び財政状態は適正に表示されていることを認めた次第でございます。詳細につきましては監査意見書をごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○深谷秀峰議長 報告は終わりました。

日程第5 議案第119号ないし議案第124号

○深谷秀峰議長 次、日程第5、議案第119号平成26年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号）について、議案第120号平成26年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第121号平成26年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第122号平成26年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第123号平成26年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第124号平成26年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について、以上6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明申し上げます。

私のほうからは、補正予算関係議案の5件でございます。恐れ入りますが、別冊横長の議案書をごらん願います。1枚おめくり願います。

議案第119号は、平成26年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号）でございます。1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億6,524万4,000円を

追加し、総額を235億7,402万1,000円とするものでございます。第2条で、地方債の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書よりご説明いたします。恐れ入りますが、8ページをお開き願います。

歳入でございます。13款1項8目教育使用料の補正につきましては、国の幼稚園保育料の減免対象者の範囲が第2子まで拡大されたことに伴い、幼稚園保育料を404万円減額するものでございます。

14款2項1目総務費国庫補助金でございますが、2項目でございます。まず、がんばる地域交付金の補正につきましては、平成25年度の国の補正予算に伴いまして、地方負担額に応じて算定された交付限度額5,121万9,000円を追加するものでございます。この交付金は、単独で行う建設事業に充てるもので、充当事業としましては、道路改良舗装工事等を予定しております。次に、地域力創造のための企業者定住促進モデル事業費補助金の補正につきましては、地域おこし協力隊への支援、アドバイザーに係る費用の財源としまして499万8,000円を追加するものでございます。

2目民生費国庫補助金の補正につきましては、歳出において補正をいたします臨時福祉給付金の財源といたしまして、臨時福祉給付事務費補助金78万8,000円、臨時福祉給付事業費補助金2,535万5,000円を追加するものでございます。

6目教育費国庫補助金の補正につきましては、先ほどご説明いたしました幼稚園保育料の減免に対する国の補助金といたしまして、幼稚園就園奨励費補助金224万9,000円を追加するものでございます。

15款2項県補助金の補正につきましては、1目民生費県補助金、2目衛生費県補助金、3目農林水産業費県補助金の3目でございますけれども、いずれも歳出予算の財源といたしまして、合わせて843万5,000円を追加するものでございます。

18款1項特別会計繰入金の補正につきましては、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計における平成25年度決算額の確定により、一般会計への精算金を補正するものでございます。

9ページをごらん願います。19款繰越金の補正につきましては、今回の補正財源としまして、前年度繰越金3億5,242万4,000円を追加するものでございます。

21款市債の補正でございます。6目過疎対策事業債、10目教育債の補正につきましては、里美中学校屋内運動場建設事業の財源としまして、当初は過疎対策事業債を見込んでおりましたが、県との協議の結果、過疎対策事業費よりも有利な全国防災事業債及び緊急防災減災事業債の借り入れができる見込みとなりましたので、費目の組み替えを行うものでございます。7目合併特例事業債、11目商工債の補正につきましては、いずれも歳出予算で補正を行う広域営農団地農道整備事業、水府ふるさとセンター耐震改修事業の財源として追加補正を行うものでございます。

10ページをお開き願います。歳出でございます。

2款1項3目財政管理費の補正につきましては、地方財政法に基づく歳計余剰金の積み立てと

いたしまして、実質収支の2分の1であります4億1,201万6,000円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

11ページをごらん願います。13目地域振興費の補正でございます。外部アドバイザーにより、地域おこし協力隊の支援を行うための費用を当初予算にて計上しておりましたが、その財源といたしまして、国庫補助金の交付を受けられる見込みとなりましたことから、補助要件に合致したそれぞれの費目への組み替えを行うものでございます。

恐れ入りますが、13ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費の12節役務費、及び19節負担金、補助金及び交付金の補正につきましては、臨時福祉給付金の交付対象者数が増加する見込みとなりましたことから、合わせまして2,614万3,000円を追加するものでございます。

14ページをお開き願います。3款2項2目保育所費でございます。15ページ上段にございます15節工事請負費の補正につきましては、愛保育園を指定管理者へ委託することに伴い、病後児室や観察室を新たに設ける改修工事費として、450万円を追加するものでございます。

16ページをお開き願います。5款1項農業費でございます。17ページ中段にございます3目農業振興費の19節負担金、補助金及び交付金の補正につきましては、イノシシの被害対策のための助成や有限会社水府愛農会に対するソバの選別機の購入費助成など、合わせて728万7,000円を追加するものでございます。

18ページをお開き願います。6款1項4目観光費の13節委託料の補正につきましては、水府ふるさとセンターの耐震改修工事設計委託料504万8,000円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、24ページをお開き願います。13款1項1目予備費の補正につきましては、分庁舎の空調機改修や、ここ議場の雨漏り補修など緊急に対応しなければならない費用を予備費より執行したことに伴いまして、予備費に不足を生ずるおそれがございますことから1,000万円を追加するものでございます。

また、当議案のその他の補正としまして、職員の定期人事異動に伴う給料や各種手当の補正を各費目ごとに計上してございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻り願います。第2表地方債の補正でございます。まず、追加でございます。中学校整備事業費2億6,670万円は、里美中学校屋内運動場建設事業の財源として追加するものでございます。水府ふるさとセンター耐震改修工事業費500万円は、竜っちゃん乃湯客室の耐震改修設計委託の財源として追加するものでございます。

続きまして、変更でございます。過疎対策事業費でございますが、里美中学校屋内運動場建設事業に係る財源を中学校整備事業費へ組み替えしたことに伴い、2億6,670万円を減額するものでございます。また、合併特例事業債でございますが、広域営農団地農道整備事業の財源として120万円増額するものでございます。これにより、限度額合計を22億1,410万円から19億4,860万円に減額するものでございます。

続きまして、議案第120号平成26年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

1 ページをお開き願います。第 1 条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 億 2,874 万 9,000 円を追加し、総額を 63 億 3,447 万円とするものでございます。

内容につきましては、平成 25 年度決算に伴う繰り越しや繰り入れ、各事業の実績に係る補助金や拠出金等の額の確定に伴う補正でございます。

恐れ入りますが、6 ページをお開き願います。事項別明細書歳入でございます。

第 4 款の療養給付費等交付金ですが、平成 25 年度の退職者医療療養給付費等事業の実績に伴うものでございます。

第 5 款の前期高齢者交付金ですが、本年度交付金の額の確定に伴うものでございます。

第 9 款 1 項 1 目の一般会計繰入金につきましては、職員の異動に伴うものでございます。また、2 項 1 目の支払準備基金繰入金につきましては、歳入歳出予算の予算調整によるものでございます。

第 10 款の繰越金につきましては、平成 25 年度決算に伴うものでございます。

次に、7 ページをごらん願います。歳出でございます。

第 1 款 1 項の総務管理費及び 2 項の徴税費につきましては、職員の異動による給与費等の増減によるものでございます。

第 3 款の後期高齢者支援金等から、8 ページ第 6 款の介護納付金までにつきましては、それぞれ本年度拠出金等の額の確定によるものでございます。

第 8 款の保険事業費につきましては、人間ドックの検診費補助申請者の増によるものでございます。

第 9 款の基金積立金につきましては、平成 25 年度決算繰り越しに伴うものでございます。

11 款 1 項 3 目の償還金につきましては、平成 25 年度の事業実績に伴う国庫返還金でございます。

続きまして、議案第 121 号は、平成 26 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

1 ページをお開き願います。第 1 条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 127 万 3,000 円を追加し、総額を 6 億 3,951 万 4,000 円とするものでございます。

内容につきましては、職員の異動による職員給与費の増及び平成 25 年度決算に伴う繰越金の確定などによる補正でございます。

恐れ入りますが、6 ページをお開き願います。事項別明細書歳入でございます。

第 3 款の繰入金につきましては、職員の異動などによる職員給与費の増額分について、一般会計からの繰り入れを行うものでございます。

第 4 款の繰越金につきましては、平成 25 年度決算に伴うものでございます。

次に、7 ページをごらん願います。

第 1 款の総務費につきましては、職員の異動による職員給与費の増によるものでございます。

第 3 款の諸支出金につきましては、平成 25 年度の事務費繰入金精算に伴う一般会計繰出金の確定によるものでございます。

第4款の予備費ですが、歳入歳出予算調整に伴う補正でございます。

続きまして、議案第122号平成26年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

議案書1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,894万6,000円を追加し、総額を53億8,364万7,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、事項別明細書の6ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款1項1目の介護給付費負担金及び3款2項1目の調整交付金につきましては、保険給付費の増額補正によります国の負担分になります。

4款1項1目の介護給付費交付金につきましては、保険給付費の増額補正によります支払基金の負担分になります。

5款1項1目の介護給付費負担金につきましては、保険給付費の増額補正によります県の負担分になります。

7款1項1目の介護給付費繰入金につきましては、保険給付費の増額補正によります市の負担分になります。同款同項4目のその他一般会計繰入金につきましては、職員の異動等に伴う増額補正でございます。

7款2項1目の支払準備基金繰入金につきましては、繰越金確定等に伴う減額補正でございます。

8款の繰越金につきましては、繰越分の確定に伴う増額補正でございます。

次に、8ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、職員の異動等に伴う増額補正でございます。同款3項1目の介護認定審査会費につきましては、職員の異動等に伴う減額補正でございます。

2款5項1目の高額医療合算介護サービス費につきましては、9月までの支給件数及び支給予定額から年間の見込みの試算を行いましたところ、不足が見込まれますことから増額補正としたところでございます。

続きまして、9ページをお開き願います。8款1項2目の償還金につきましては、実績確定に伴う国県補助金等の精算によるもの、及び同款2項1目の一般会計繰出金につきましては、決算に伴う精算によるものでございます。

続きまして、議案第123号平成26年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ924万4,000円を追加し、総額を13億528万5,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。事項別明細の歳入でございます。

1款1項1目受益者分担金120万円の増額は、先ほどの議案第97号で提案しております公共下水道の区域外からの流入に係る受益者分担金でございます。

7款1項1目繰越金の補正でございますが、今回の補正予算の財源として804万4,000円

を計上しました。

7 ページに歳出がございます。

1 款 1 項 1 目公共下水道費及び 3 目特環下水道費の給料、職員手当等、共済費等の補正につきましては、職員の定期人事異動に伴うものでございます。

1 款 1 項 1 目公共下水道費 2 7 節公課費の補正につきましては、消費税の確定申告により納税額が確定しましたことから、70 万 2,000 円を増額するものでございます。

4 款 1 項 1 目公共下水道施設災害復旧費 600 万円の増額は、新たに東日本大震災による被災が確認されましたことから、復旧に係る新宿町ほか 2 件の測量調査設計委託料で 200 万円、工事請負費につきましては、増井町の管路復旧工事として 400 万円を計上してございます。

私のほうからは以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○深谷秀峰議長 上下水道部長。

〔井坂光利上下水道部長 登壇〕

○井坂光利上下水道部長 議案第 124 号平成 26 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 1 号）について、提案者にかわりましてご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。平成 26 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 1 号）、第 1 条は総則でございます。

第 2 条は、業務の予定量の補正で、平成 26 年度主要な建設改良事業を 367 万 2,000 円増額し、2 億 3,641 万円とするものでございます。

第 3 条は、収益的収入及び支出の補正で、支出におきまして、第 1 款水道事業費用第 1 項営業費用を 2,117 万 1,000 円減額し、11 億 298 万 4,000 円とするものでございます。

第 4 条は、資本的収入及び支出の補正で、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額を 4 億 4,055 万円に、過年度分損益勘定留保資金を 4 億 387 万 3,000 円に、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を 1,745 万 2,000 円に改め、支出においても、第 1 款資本的支出第 1 項建設改良費において 367 万 2,000 円を増額し、2 億 3,641 万円とするものでございます。

2 ページをお開きいただきます。第 5 条は、議会の議決を経なければ流用できない経費で、職員給与費について 1,879 万 1,000 円を減額し、1 億 4,858 万 6,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、予算明細書によりご説明いたします。15 ページをお開きいただきます。

収益的収入及び支出の補正でございますが、支出におきまして、職員の定期人事異動によりまして第 1 目原水及び上水費、2 目配水及び給水費、16 ページの 4 目総掛かり費の給与費を補正するものでございます。

16 ページの資本的収入及び支出の補正でございますが、支出におきまして、里野宮取水場の取水ポンプが修繕不能となったことから、2 目上水道改良費におきまして、取水ポンプの更新工事 367 万 2,000 円を計上したものでございます。

水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明につきましては、以上でございます。ご審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

○深谷秀峰議長 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、9月8日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後0時21分散会